



豊田市山村地域の持続的発展及び 都市と山村の共生に関する計画

—(仮称)おいでん・さんそんプラン基本計画(案)—

豊田市役所 地域活躍部
総合山村室



【趣旨】

現行の「豊田市山村地域の振興及び都市との共生に関する基本計画—おいでん・さんそんプラン—」が2025年度に終了することから、社会環境を的確に捉えた新たな計画を策定し、「豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例（以下「山村条例」という。）」の理念の実現に向け、多様な主体（地域、市民活動団体、企業等）との共働による持続可能な山村地域づくりを推進していきます。

また、新たな計画では、山村地域のまちづくりをより力強く推進するため、長期（2050年）を展望した目指す将来像や取組方針をまとめた「基本計画」と社会環境の変化に柔軟に対応し、戦略的に取り組む「実行計画」を策定します。

【位置付け】

本計画は、山村条例第8条第1項に基づく計画として位置付けます。

また、本計画は、「第9次豊田市総合計画」を上位計画として、関連計画との整合や連携を図りながら策定します。



【計画期間】

本計画は、2026年度から2030年度までの5年間を計画期間とします。
なお、実行計画は、毎年度、見直します。

【対象地域】

山村地域（旭地区、足助地区、稲武地区、小原地区及び下山地区の全域）とします。
※山村地域に準ずる地域については、施策に応じて取組を進めます。

おいでん・さんそんプランの対象地域



(1) 山村条例の制定

山村条例は、都市と山村の共生のもと、市民が山村とのつながりのある暮らしを実践し、次の世代につないでいくことで、持続的で活力ある山村地域づくりと都市と山村の共生による豊かなまちの実現を図ることを目的に、令和4年1月に施行しました。

この山村条例は、持続的な山村地域づくりに向けた基本的な考え方や市、市民・山村住民・事業所等の各主体の責務・役割等を明らかにし、具体的な行動に結びつけるために定めています。

理
念

山村条例

豊田市山村地域の持続的发展及び
都市と山村の共生に関する条例

計
画
施
策

(仮称)おいでん・さんそんプラン
山村地域の持続的发展及び
都市と山村の共生に関する計画



(2) 現行プランの成果

○地域ぐるみの移住・定住の促進

空き家情報バンク制度の充実や未利用市有財産を活用した小規模な宅地分譲の実施のほか、家族形成期世代をターゲットにしたプロモーションの実施や移住定住に関する相談体制の強化を図りました。

また、各地域において移住希望者向けの空き家見学ツアーや空き家片付けイベントの開催、移住者を受け入れるためのサポーター人材の養成など、地域ぐるみの様々な取組により、移住しやすい環境づくりを進めました。



地域ぐるみによる空き家片付け事業の様子

＜市の各種事業を活用して移住した人数＞

事業名	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
空き家情報バンク	74人	62人	50人	55人
空き地情報バンク	0人	0人	5人	1人
山村地域等定住応援補助金	44人	47人	42人	49人
山村地域活性化住宅（新規入居者）	20人	28人	39人	42人

※複数の事業を活用して移住した人数を含む。



(2) 現行プランの成果

○特色ある子育てと魅力ある教育の推進

山村地域のこどもを対象に愛着や誇りを醸成するため、山村地域の自然、歴史、文化などの地元について学び・知る授業を実施し、それぞれ特色を生かした教育を推進しました。

また、山村地域に興味や関心を持つ都市部のこどもを増やすため、森林や河川など、矢作川流域を題材にした「流域学習プログラム」や山村地域の暮らしを体験する「セカンドスクール事業」など、山村地域を学ぶ取組により、2024年度までの4年間で延べ667人のこどもが参加しました。

このほか、山村地域唯一の高校である愛知県立足助高等学校では、観光ビジネスを肌で学ぶ体験型の授業を行うなど、地域と学校が連携して高校の魅力化に向けた取組を進めました。

＜流域学習プログラムの様子＞

森林や河川など、矢作川流域を題材にした「流域学習プログラム」により、山村地域について学ぶ授業が行われました。2024年度には、市内の小学校13校で実施され、多くのこどもが参加しました。



森林について学ぶ授業の様子



(2) 現行プランの成果

○都市と山村の交流を通じた関係づくり及び地域資源を生かした観光の促進

都市と山村をつなぐ中間支援組織である「おいでん・さんそんセンター」により、都市部の企業や団体と山村地域との交流マッチングやコーディネートを行ったほか、地域活動への参加を通じて山村地域の暮らしを学び、継続的に地域に関わってくれる人材を育てる「山里ひとなる塾」等を実施することで、関係人口※1の創出の取組を進めました。

また、各地区の観光資源の魅力の向上に向け、旭高原元気村（旭地区）や三河湖観光センター（下山地区）の再整備事業など、観光拠点の整備や観光資源の磨き上げに向けた取組を進めました。

※1 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す。

＜山里ひとなる塾＞



大祭の準備作業を行う塾生の様子

山村地域の暮らしや生業を学ぶ「山里ひとなる塾」に52人の参加がありました。

参加した塾生のうち、これまでに7世帯9人が山村地域に移住したほか、卒塾後も地域との関わりを深める塾生が多くいるなど、都市と山村の交流を通じた関係づくりを進めました。

期	参加者数	受入集落数
第1期（2023年）	12名	3地域
第2期（2024年）	17名	5地域
第3期（2025年）	23名	4地域

(2) 現行プランの成果

○多様な働き方の実現と地域経済の循環

多様な働き方の実現と新たな雇用の場の創出により、山村地域ならではの働き方の選択肢を増やすため、山村地域の空き家を活用して起業する人向けの空き家見学会を開催しました。

また、起業等により地域課題の解決にチャレンジする実践者をサポートする愛知県の事業「あいちの山里アントレワーク実践者事業※2」を活用することにより、2024年度までの4年間で11人が山村地域で起業しました。

そのほか、地区別の取組として、旭地区では「小仕事バンク」を運用し、多業やスキマ時間を活用して働くことができるよう、働き先の情報集約と希望する人への情報提供を行いました。

※2 あいちの山里アントレワーク実践者事業：あいちの山里で、起業等により地域課題解決に挑戦する人をサポートする事業

<あいちの山里アントレワーク実践者事業の実績>

古民家を活用した農泊事業や捕獲したシカやイノシシを使ったペット専用用品の販売事業のほか、空き家を活用したレンタルスペースや耕作放棄地を活用したハーブ農園の開設など、山村地域での起業が進みました。

山村地域で起業した実績
(2021年度～2024年度)

地区名	件数
旭地区	1 件
足助地区	2 件
稲武地区	4 件
下山地区	3 件
合計	1 1 件



起業したあいちの山里アントレワーク実践者

(2) 現行プランの成果

○持続可能な地域経営の推進

持続可能な地域経営を目指し、地域住民の主体的な取組を支援する「わくわく事業」や地域の意見を市の事業に反映させる「地域課題解決事業」などにより、地域と行政が共働してまちづくりを進めました。

また、山村地域の集落機能の維持に向け、自治区運営や集落運営の実態を調査し、今後の行政支援の在り方について検討を進めました。

<わくわく事業の件数>

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
旭	11	12	13	17
足助	9	12	11	13
稲武	11	7	11	11
小原	14	14	26	23
下山	14	18	17	13
合計	59	63	78	77

(参考) 2024年度わくわく事業1地区あたり平均件数
山村部：15件 都市部：10件



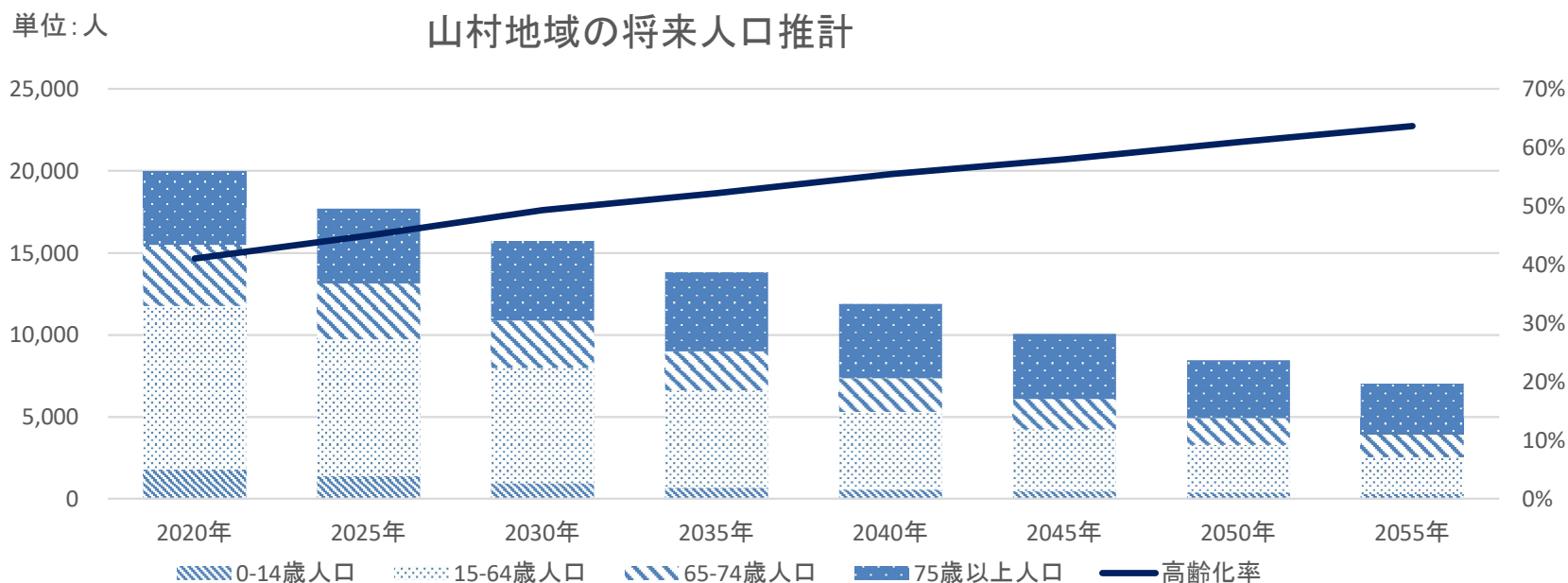
旭地区わくわく事業
「太田に陽だまりプロジェクト」



(3) 山村地域を取り巻く環境

○人口減少・高齢化によるコミュニティへの影響

山村地域では、人口減少や少子高齢化の影響により、地域の担い手不足が進行しているほか、定年延長など社会構造やライフスタイルの変化などの影響により、多くの自治体や集落組織では、現在の活動を維持することが難しくなり、住民同士の支え合いにより運営されてきたコミュニティ機能の低下や、地域の課題は地域で解決を図っていく「地域力」の低下が進んでいます。



出典：豊田市住民基本台帳（2025年10月1日時点）を基に豊田市総合山村室推計



(3) 山村地域を取り巻く環境

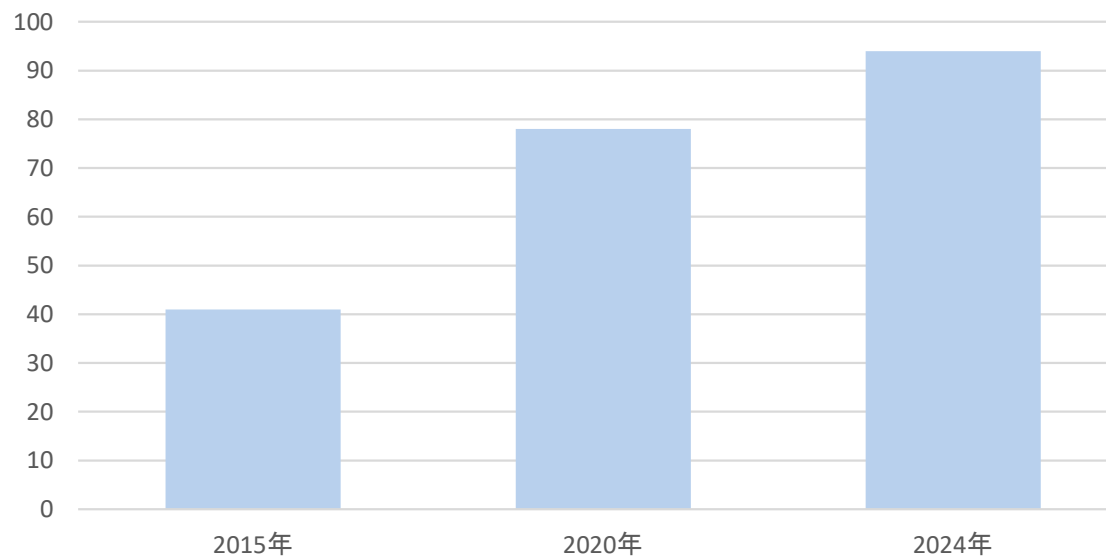
○人口減少・高齢化によるコミュニティへの影響

山村地域では、町単位とする194集落のうち、2024年時点で48%が小規模高齢化集落※3となっており、今後も増加することが見込まれます。

※3 小規模高齢化集落：人口100人未満 高齢化率50パーセント以上の集落

小規模高齢化集落数の推移
(人口100人未満 高齢化率50%以上の集落)

単位：集落数



出典：豊田市住民基本台帳を基に豊田市総合山村室算出

(3) 山村地域を取り巻く環境

○人口減少等による生活環境への影響

こうした地域の担い手不足は、地域内の商工業や農林業の衰退に加え、管理が行き届かなくなった空き家や森林、農地等の荒廃、継承されてきた地域の歴史・文化の衰退につながっているなど、その影響は多岐にわたっています。こうした地域を取り巻く環境の悪化が進むことで、更なる人口減少につながる懸念されています。

〈山村地域の事業所の状況〉

単位：事業所

地区	2009年	2014年	2016年	2021年
旭地区	189	143	141	120
足助地区	455	408	391	372
稲武地区	181	170	167	158
小原地区	215	190	179	170
下山地区	175	167	160	171
合計	1,215	1,078	1,038	991

出典：経済センサス

〈山村地域の耕作放棄地の状況〉

単位：m²

地区	2021年	2022年	2023年
旭地区	198,044	444,088	477,966
足助地区	709,607	1,245,542	1,139,817
稲武地区	79,408	269,710	254,868
小原地区	471,132	473,457	607,413
下山地区	358,166	653,406	657,896
合計	1,816,357	3,086,203	3,137,960

出典：農地利用状況調査



(4) 山村地域の新たな動き

○「ひと」の視点での新たな動き

山村地域では、人口減少や高齢化による地域の担い手不足といった課題を抱える一方で、山村地域の豊かな自然やそれぞれの地域の歴史・文化を活用し、住民同士で支え合いながら地域の事情に応じたまちづくりが進められています。

また、移住者や山村地域に関心のある市民による様々な取組が山村地域で進められているなど、都市と山村のつながりによる新たなまちづくりが進められるようになってきました。

○「地域」の視点での新たな動き

山村地域では、わくわく事業を始め各種制度を活用するなどして、移住・定住の取組、高齢者やこどもの見守り、景観整備の取組など、地域課題を自ら考え解決する地域ぐるみの取組が各所で進められています。

さらに、地域の担い手不足により運営困難な集落が増えつつある中で、地域運営組織の法人化や拠点づくりの取組、自治区や集落組織の統合や活動の見直しの取組など、社会環境にあわせたコミュニティづくりが進められています。



(4) 山村地域の新たな動き



しきしまの家（旭地区）

地域運営組織（RMO）の立ち上げにより、地域で支え合うまちづくりが行われています。



高校生によるまちづくり（足助地区）

高校生が地域と連携して山村ツアーを開催するなど、まちづくりに関わる取組が進められています。



いなぶラボ（稲武地区）

地域主体でこどもの学習の場が作られ、カルチャー講座や地域との交流イベントが開催されています。



小学校区単位の地域活動（小原地区）

小学校区単位で住民が団体を作り、地域の魅力の掘り起こしや定住に向けた活動を展開しています。



“想家-omoya-”PROJECT（下山地区）

次世代を担う地元の若者たちが地域と協力し、再生した空き家を拠点に、都市部と山村部の交流が行われています。



とよたの山里応援隊

登録ボランティアが草刈り等の集落活動やまちづくりに参加し、山村地域の住民と交流しながら、活動しています。

(5) 山村地域の現状と課題への対応

ア 山村地域の担い手不足による現状

人口減少が進む山村地域では、主に60代から70代が地域運営の主力となっているほか、若者世代の流出に伴う、次世代の担い手不足によりコミュニティ機能や地域力の低下が進みつつあります。

また、山村地域づくりの新たな取組や好事例の取組が生まれているものの、それらの取組が他地域に広がっていない現状があります。

イ 山村地域の課題への対応

山村地域では、今後、地域の担い手が急速に減少することが見込まれるため、移住・定住の促進に加えて、若者などの次世代や都市部の市民、企業・団体など、幅広い主体が地域活動に参加できるまちづくりを進めていくほか、地域外に暮らす人々とも継続的な関わりを持つ「関係人口」を増やし、地域の活力につなげていくことが必要です。

あわせて、地域コミュニティを維持していくため、住まいの確保や商業の維持・活性化、山村資源を活かした農林業の振興、働く場の創出、次世代の人材育成など、スピード感をもって取り組むとともに、誰もが地域に関わりやすく「住みたくなる」「関わりたくなる」地域となるよう、地域の魅力向上や暮らしやすさの確保に取り組む必要があります。

さらに、山村地域を取り巻く環境変化に対応するため、地域の好事例や新たな試みを参考にしながら、それぞれの地域の実情に合わせて工夫し、取組を広げていくことが求められます。



(1) 将来像の設定

豊田市の山村地域は、先人たちのたゆまぬ努力によって脈々と受け継がれてきた豊かな自然や、地域ごとに特徴ある歴史・文化・人々の暮らしなど、多様な魅力にあふれる地域です。

わたしたちは、山村の価値を守り、生かし、分かち合い、その価値を次の世代につないでいくために、山村地域の資源や暮らしに愛着や誇りを持って、守り、更に大きく育てていく必要があります。

これまでに生み出されてきたまちづくりの好事例を地域に合った形に変化・深化させながら、時には加える「+1（ぷらすわん）」の取組※4が各所で進められています。こうした「+1（ぷらすわん）」の取組をさらに広げ、挑戦（チャレンジ）し、ミライにむけて主体的に変化（チェンジ）していくことで、これまで以上に人々とのつながりと笑顔があふれ、わくわくすることのできる「とよたのさんそん」を目指すため、次の将来像を掲げます。

※4 「+1（ぷらすわん）」の取組：一歩前に進める取組、現在の取組を改善・深化する取組

+1（ぷらすわん）を広げる

つながりと笑顔があふれ わくわくする とよたのさんそん



(2) 将来像が実現されている状態

ア 次世代起点で変化（チェンジ）し、つながりのある「さんそん」

これまでに築いてきた「つながり」を基盤に、次世代につなぐ目線で社会環境に合わせて変化する「さんそん」を目指します。

イ 「笑顔」で幸せに暮らせる支え合いのある「さんそん」

多様な人々が活躍し、支え合うことで人と地域などの関係性が広がり、「笑顔」で多様な幸せや充実感を感じることができる「さんそん」を目指します。

ウ 多様な価値や魅力の創出に挑戦（チャレンジ）し、わくわくする「さんそん」

山村の地域資源をかけ合わせ、これまでにない価値や魅力により、「わくわく」を創造し、住んでいる人も、これから住む人も関係人口も交流人口も、みんなに選ばれる「さんそん」を目指します。



(1) 次世代起点で考える

まちづくりを進めるためには、住んでいる人が自分の地域に関心を持ち、地域を好きになってもらうことが大切です。地域行事でのつながりや、同世代、多世代、都市と山村の交流を通じて、地域に愛着を持つ次の世代の人材を育てます。

(2) 都市部と山村部の違いを認め合う

都市部と山村部では、人口構成やインフラ、生活環境、地域事情などが異なります。市内一律の取組を進めるだけでなく、山村部独自の施策や地域の特色を最大限に生かした施策を進めます。

(3) 地域、地区それぞれの魅力や資源を磨き上げる

山村部の中でも、地域事情や地域が持つ資源、魅力はそれぞれ異なります。山村部一律ではなく、地域、地区それぞれの特色を活かした施策を進めます。

(4) 多様な主体で作り上げる地域経営を考える

人口減少が進み、従来の方法では、地域の運営が難しくなっています。関係人口による地域づくりや時代に合った地域経営への転換を図ることで、元気で活気に満ちたまちづくりを展開します。

(5) 環境変化に応じて様々な取組にチャレンジする

山村地域を取り巻く環境は刻々と変化しています。トライ＆エラーにより地域に合う最適な解決策を模索し、スピード感を持って取組を進めます。



(1) 土地利用の考え方

第9次豊田市総合計画 将来都市構造の森林環境ゾーンにおける土地利用について、次の考え方に基づき山村地域のまちづくりを進めていきます。また、山村地域における生活拠点や地域内の住み替えを含めて特に居住誘導を図る範囲として設定する「居住促進地区」を具体的に示し、暮らしやコミュニティ維持に必要な移住・定住の誘導を図ります。

ア 山村地域における集落機能を維持し、農地や森林等の適切な管理・保全を図る

- ・コミュニティ維持に向け、居住促進地区を山村地域の各地区に設定し、住民主体の移住・定住の取組を促進します。
- ・取組については、水道や国県市道など既存インフラの利用を前提に、空き家や空き地、未利用市有財産等の既存ストックを活用します。

イ 暮らし機能が確保された生活拠点の形成を誘導する

- ・山村地域の支所、交流館の半径1～2km程度の範囲を生活拠点とし、地域特性に応じた商工業、医療、福祉等の暮らし機能の維持・誘導を図ります。
- ・生活拠点周辺で賃貸物件などの居住環境の確保を進めることで、都市部からの移住を促進するとともに、地域内への住み替えを促進することで、地域全体のコミュニティ維持を図ります。

ウ 森林等の自然環境の保全と居住環境との調和を前提に、地域の活性化に寄与する土地利用については地域特性に応じて一定条件の下で誘導する



(2) 居住促進地区の設定

山村地域における移住・定住の居住を特に誘導する場所として「居住促進地区」に設定し、インフラのある安全な場所への移住・定住を更に促進します。

インフラのある安全な場所に移住者等を誘導するため、次の条件を満たす**山村地域の国県市道の端から概ね50mの範囲**を居住促進地区とする。

- ・災害時の集落孤立防止の観点から、国県市道が2方向に他の国県市道へ接続していること。
- ・安全な場所への居住誘導のため、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、浸水被害防止区域、急傾斜地崩壊危険区域でないこと。

※ただし、次期計画の見直し時に居住促進地区を次の範囲で検討します。

- ・生活拠点への移住を促進するため、山村地域（旭・足助・稲武・小原・下山）の生活拠点を有する町のうち、国県市道の端から概ね50mの範囲を検討します。
- ・移住・定住を進める取組を後押しするため、移住・定住に関する取組を計画的に行う自治区又は複数自治区からなる団体において、それらを構成する町のうち、国県市道の端部から概ね50mの範囲を検討します。



取組方針 1 山村地域に愛着を持つ次世代を育てる

【基本的な方向性】

山村地域に愛着を持つ次世代を育てるには、山村地域に住んでいる人たちが地元に興味や愛着を持ち、それをつないでいくことが大切です。山村地域のこどもや若者が地域との関わりを持ちながら、相互に学び合える地域づくりを進めるほか、都市と山村の交流を通じて山村地域に興味や関わりを持つ都市部の市民を増やします。

【施策】

「山村ならではの学びと場の提供」 「こどもや若者の地域参加とネットワーク形成の機会づくり」
「都市と山村の交流の創出」

取組方針 2 住みたくなる山村地域をつくる

【基本的な方向性】

住みたくなる山村地域をつくるには、自分らしく働くこと、理想とする居住先が見つけられる選択肢が必要です。また、山村らしい豊かな人々のつながりがある暮らしが維持されていることが大切です。

住んでいる人もこれから住む人も住みたくなると思える山村地域らしい暮らしができる環境を整えます。

【施策】

「生業の創出支援」 「移住・定住の受入体制の強化」 「多様な居住環境の確保」
「交通インフラとデジタルインフラの維持・確保」



取組方針 3 山村地域の産業を守り、育てる

【基本的な方向性】

山村地域の産業を守り、育てるには、山村地域の特色に応じた起業促進や円滑な事業承継により、暮らしを支える商工業が維持されていることに加え、山村の資源を生かした農林業や観光資源が産業につながっていることが大切です。

山村の暮らしを支える商工業や山村の資源を生かした農林業、観光産業の維持、創出を図ります。

【施策】

「商業の維持と拠点への誘導」 「農林業の持続化」 「豊富な観光コンテンツの発掘と提供」

取組方針 4 幸せに暮らせる支え合いの山村地域をつくる

【基本的な方向性】

幸せに暮らせる支え合いの山村地域づくりに向けて、社会環境の変化に応じた地域運営が行われ、住民一人ひとりが地域とつながり、地域全体で支え合うことが大切です。それぞれの地域の特徴や実情に応じて、地域同士の連携や関係人口を含む多様な主体とのつながりによるまちづくりを進めます。

【施策】

「住民自治機能の維持」 「様々な主体と共働による地域経営」 「公民連携の支え合い支援」



取組方針 5 戦略的なマーケティングに基づき、山村の価値を高め伝える

【基本的な方向性】

山村の価値を高め伝えるためには、山村地域の「押しポイント」が明確となっており、その山村地域それぞれの魅力が共有され、情報が欲しい人に伝わっていることが大切です。

この「取組方針 5」は、「取組方針 1」から「取組方針 4」までの全ての方針に共通するもので、施策のターゲットを想定し、ニーズに応じた効果的な施策展開の方法（マーケットイン）を模索しながら進めていきます。

このマーケットインに基づき、マーケティング戦略を策定し、山村の価値を効果的に磨き上げ、発信していきます。

【施策】

「マーケティング戦略に基づく山村の価値の磨き上げ」「山村の価値の総合的な発信」



推進体制

持続的で活力ある山村地域づくりに向けて、必要な取組を総合的・計画的に進めるため、推進体制を充実させていきます。

(1) 地域の主体的な取組の推進

地域の自立を制度的に支える「地域自治システム」を基に、自らの地域について具体的に考え、地域ぐるみの主体的な活動を推進できるよう支所や関係機関が地域と連携して施策を展開します。

(2) 多様な主体との連携の促進

社会環境を踏まえた地域課題の解決には、地域同士や市民活動団体、企業、大学等の多様な主体が連携しながらまちづくりに取り組むことが必要です。

これらの「つながり」の構築を支援するため、多様な主体（地域、事業者、市民活動団体等）との連携を図ります。

(3) 庁内の推進体制

市長を本部長とし、特別職及び各部局の部長級職員で構成する「（仮称）おいでん・さんそん推進本部会議」を中心に、庁内組織の横断体制により取組を推進します。

(4) 計画の評価・公表・実行計画の見直し

本計画の推進に向けて、取組状況や各指標の達成状況を確認・評価し、その結果を豊田市ホームページへの掲載等、必要に応じて公表します。

また、評価結果をもとに、施策内容を見直し、毎年度実行計画を策定します。

